

地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 8 項の規定により公告します。

令和 8 年 3 月 3 1 日

寒川町長 木 村 俊 雄

1 地域農業経営基盤強化促進計画を変更した地区

- ・ 北部地区
- ・ 中部地区
- ・ 南部地区